

## 江東ブランド認定審査基準

3 江地経第 2 6 8 号

令和 3 年 5 月 1 7 日

5 江地経第 2 1 1 5 号

令和 6 年 3 月 1 8 日

### (目的)

第 1 条 この基準は、江東ブランド推進事業実施要領（平成 2 6 年 5 月 1 6 日 2 6 江地経第 3 0 0 号。以下「実施要領」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、同項の規定による審査委員会の審査について、適正を図ることを目的とする。

### (用語)

第 2 条 この基準における用語の意義は、この基準において定めるもののほか、実施要領において使用する用語の例による。

### (審査の方法)

第 3 条 審査委員会の委員（以下「委員」という。）は、別表第一左欄に掲げるものについて、同表右欄に掲げる配点に従い採点することにより、審査を行うものとする。

### (第一次審査)

第 4 条 審査委員会は、審査を行った申請のうち、各委員の採点結果を合算した結果、別表第二の第一次審査の項に掲げる基準点を超えるものに係り、更に調査を要する事項を区長に対して提示する。

2 区長は、前項の規定により審査委員会から提示された事項について、遅滞なく調査を行い、審査委員会に対し、調査結果の情報提供を行うものとする。

### (第二次審査)

第 5 条 審査委員会は、前条第 2 項の規定に基づき提供を受けた調査結果を踏まえ、第 3 条に規定された方法により審査を行い、当該審査を行った申請のうち、各委員の採点結果の合算が別表第二の第二次審査の項に掲げる基準点を満たし、かつ別表第一の項目 1 に係る各委員の採点が 1 6 点以上のものについて、認定することが妥当なものとして、区長に対して提示する。

### 別表第一（第 3 条関係）

評価項目	申請書記入項目	配点
1 企業の独自性	<u>3、3-1、4</u>	<u>4、8、12、16</u> 又は20点
2 企業の信頼性	<u>5、6</u>	<u>2、4、6、8</u> 又は10点
3 企業の安定性	<u>7</u>	<u>4、8、12、16</u> 又は20点

4 企業の成長性	<u>8</u>	<u>4、8、12、16</u> 又は20点
5 社会への貢献性	<u>9</u>	<u>2、4、6、8</u> 又は10点
6 江東区への意欲	<u>10</u>	<u>4、8、12、16</u> 又は20点

別表第二（第4条関係）

審査の別	基準点
第一次審査	<u>100</u> に審査に参加した委員の数を乗じて得た数に0.5を乗じて得た点数
第二次審査	<u>100</u> に審査に参加した委員の数を乗じて得た数に0.7を乗じて得た点数